

会 議 録

会 議 の 名 称	令和5年度第2回弘前市福祉有償運送運営協議会
開 催 年 月 日	令和5年11月20日
開 始 ・ 終 了 時 刻	10時00分 から 11時00分 まで
開 催 場 所	弘前市役所前川新館6階 大会議室
議 長 等 の 氏 名	小川 幸裕
出 席 者	(委員) 小川 幸裕、阿保 博実、下山 清司、溝江 義孝、 鈴木 良一、小山内 孝紀 (新規登録団体) 社会福祉法人 誠風会
事 務 局 職 員 の 名 氏	福祉部長 秋元 哲 介護福祉課長補佐 工藤 信康 介護福祉課主幹兼介護事業係長 工藤 麻子 介護事業係主事 工藤 海 障がい福祉課障がい者医療・給付係長 白川 沙知子 地域交通課長補佐 對馬 真理子 地域交通課交通政策係主査 三浦 陽子
会 議 の 議 題	新規登録申請団体に関する協議について
会 議 結 果	下記会議内容に記載のとおり
会 議 資 料 の 名 称	令和5年度第2回弘前市福祉有償運送運営協議会会議資料
会 議 内 容 (発 言 者 、 発 言 内 容 、 審 議 経 過 、 結 論 等)	1. 開会 2. 弘前市における移動困難者の現況について 3. 登録申請団体に関する協議について 4. その他 5. 閉会

	<p>【次第2】弘前市における移動困難者の現況について <事務局 説明></p> <p>(小川会長) ただいま事務局から弘前市における移動困難者の現況について説明をいただきましたが、何かご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>(下山委員) 資料6ページの、在宅心身障がい者タクシー等移動支援事業の延べ利用件数 4,103 件という数字が、資料4の供給量に含まれていないですね。この 4,103 回を資料4の供給量に足すと、需要量と供給量の差が年間約 1,000 回となり、年間の移動制約者に対する輸送日数を大体 300 日として、1,000 回を 300 で割ると、1 日あたりの需給の差は 3 回くらいになるので、ちょうど需要と供給のバランスが取れているのかなと思います。</p> <p>(小川会長) 下山委員からご意見いただきましたが、6 ページにあります在宅心身障がい者タクシー等移動支援事業の延べ利用件数 4,103 件が、8 ページの需要に含まれていないということなので、これは含めてよいのではないかというご意見かと思いますが、事務局ここは含めてよろしいものですか。</p> <p>(事務局) 在宅心身障がい者タクシー等移動支援事業を利用している移動制約者は、一般車両を使って移動されているということだと思いますので、次回の会議からは、需給バランスを見るときに資料に、在宅心身障がい者タクシー等移動支援事業の延べ利用件数も足して、資料を作成するようにしたいと思います。なお、今の 4,103 回をプラスした場合、供給が 121,840 回となり、需要と供給がだいぶ近い形になるとと思いますが、次回からそのような整理にさせていただきます。</p> <p>【次第3】新規登録申請団体に関する協議について</p> <p>(小川会長) では次第3の登録申請団体に関する協議に移りたいと思います。説明の手順といたしましては、最初に事務局から申請内容について大まかな説明をいただきます。その後、事業者の方から補足の説明等あれば行う形で進めます。ではまず事務局からご説明お願いいたします。</p>
--	---

<p>(小川会長)</p> <p>(誠風会)</p>	<p><事務局 説明></p> <p>それでは続いて社会福祉法人誠風会さん、補足の説明をよろしく願いいたします。</p> <p>今回申請に至ったきっかけは、ヘルパーから居宅介護支援事業所に毎月営業をかけているのですが、ケアマネジャーさんから、「病院まで乗せて行ってほしいんだけど幸陽荘さんでできますか」とよく聞かれるので、色々調べた結果、これをやるには福祉有償運送が必要だとわかりました。</p> <p>大きい病院へ付き添うと、一人にかかる受診時間が、行って帰ってくるのに3時間かかります。協力病院の梅村病院だと待ち時間最大1時間なので、かかる時間が約3倍違います。</p> <p>ヘルパーの介護報酬は、病院で待っている時間は算定できないので、3時間付き添った場合でも請求できる時間は1時間くらいしかありません。2時間はただ隣にいて待っているだけです。大病院になるほど、受診介助はヘルパーから断られている現状にあります。</p> <p>今回福祉有償運送を始めるにあたって、協力病院である梅村病院を起点に運営していきたいと考えております。</p> <p>対価は、2kmで400円、それ以降1kmごとに100円で申請させていただきました。車検、メンテナンスパック、保険、夏・冬タイヤ、ガソリン代を含めて、車1台を出すためにかかる金額が1日あたり約700円です。運送の対価として、最低でも1回の往復で800円いただくこととなりますので、対価的に赤字はありません。それに、介護報酬で人件費は賄うことができます。</p> <p>安全な輸送の関係では、毎日朝晩の呼気点検と車に乗る際の点検を実施することと、メンテナンスパックで安全性を確保します。</p> <p>まずは困っている要介護者の輸送からスタートして、需要と供給のバランスを取れたらと思います。ヘルパーをやっていると、昨日まで立って歩いていただけ、転んでも病院に行かず、そのうち痛みが増していき歩いて病院に行けなくなる人たちを見てきました。そういう人たちを早めに病院に連れて行けるように今回の申請に至りました。</p> <p>現在ヘルパー職員は3人で、福祉有償運送の講習を受けたのは2人です。福祉有償運送の需要が多くなれば、3人で福</p>
-------------------------------	---

	<p>祉有償運送をできる体制にしたいと思っております。 以上でございます。</p>
(小川会長)	<p>ありがとうございます。では今の事務局及び事業所からの説明に関してご質問、ご意見ございますか。</p>
(下山委員)	<p>人件費を保険からまかなうというのはどういうことですか。</p>
(誠風会)	<p>介護保険の1割からいただくということです。</p>
(下山委員)	<p>移動だけでも使えるんですか。</p>
(誠風会)	<p>先ほど言った移動支援というのは、例えば片道2km未満だとすると、福祉有償運送で乗せていくと移動費は400円で、介護保険で99点の点数が取れます。帰りも同じで、病院からご自宅までで99点、移動費で400円ということになります。</p> <p>受診対応に関してお話すると、例えば、車いすに乗っている人であれば、タクシーで病院に行くだけで、3,000～4,000円、帰りも3,000～4,000円、病院に5,000円かかるとすると、タクシーを使って1回病院に行った場合、合計1万円を超えます。1ヶ月年金6万円で暮らしている人が通院1回で1万円かかると、5万円しか残りません。残り5万円で生活したり、孫にお小遣いをあげたりしていると到底間に合いません。それがもし病院2か所となったら使えるお金がどんどんなくなっていきます。要支援の方になると、受診対応が自費負担になり、要介護の人よりもお金が多くかかってしまいます。ですので、今回は福祉有償運送の対象を、介護保険を使える要介護の人だけとしました。</p>
(下山委員)	<p>大病院であれば3時間、梅村病院だと30分というのは、片道30分ということですか。</p>
(誠風会)	<p>病院の中にいる時間が30分ということです。病院に置いてくるというのが99点ですけど、病院で車いすの患者さんを置いてくるだけだと、その患者さんが呼ばれたときに何もできなければ、いないと思われて次に飛ばされてしまうと思います。身体介護に切り替えてヘルパーが病院の中まで一緒についていくパターンもありますが、それは3時間そばにい</p>

<p>(下山委員)</p>	<p>るけど請求が1時間しかできないというのが今の現状です。</p> <p>タクシーだと1回3,000円、往復で6,000円かかっているんですよ。この計算で行けば、タクシーと比べて天と地の差があるわけですよ。それくらい金額がかかるのであれば、行政で負担してくれないと移動できないということですよ。</p>
<p>(誠風会)</p>	<p>私はタクシーが悪いとは一切思っていないです。しかし、病院の中の付き添いとなるとヘルパーが行くしかなくて、3時間いるのに1時間しか算定できないとなると2時間ただ働きになります。</p>
<p>(下山委員)</p>	<p>福祉有償運送の対価がタクシーの実費の8割になることについて、今後の見通しはどうなっていますか。</p>
<p>(鈴木委員)</p>	<p>いつから施行になるかはまだ情報が来ておらず、他にも有償運送関係で改正があるため、それらと合わせて調整中ということなので、決まり次第情報提供いたします。</p>
<p>(小川会長)</p>	<p>実態としては、タクシーで対応できないところを有償運送で補うということにはなっておりますが、その難しさは、今ご説明いただいたとおりにかと思えます。</p> <p>行政の支援の必要性についても、下山委員からご指摘をいただいております。アクセス困難な状態にある方々への支援は大変重要な課題ですので、市全体として、アクセス困難者をどのように把握し、支援していくかという体制整備の中で、福祉有償運送がどの範囲まで求められるかという議論になっていくかと思えます。その辺は今後検討していければと思えます。</p> <p>安全管理については、ご説明いただいたとおりですが、ガイドブックの12ページに、運転者に対しては疾病、疲労、飲酒等の確認、必要な指示を与えてくださいというふうに書かれておりますので、当然確認をされるかとは思いますが、運転される方の健康状態の確認、または飲酒等の確認もあわせてご対応いただければと思えます。</p>
<p>(阿保委員)</p>	<p>事業所の方が救命講習を受講されているということですが、どれくらいの職員が受講されているのですか。</p>

<p>(誠風会)</p> <p>(小川会長)</p> <p>(全委員)</p>	<p>訪問介護事業所には3名職員がおりますが、3名とも受講しております。</p> <p>先ほど下山委員からもお話がありましたが、今後の対価の見直しについては、国土交通省より追って話がありてくるということで、現状の対価から今後修正がかかる可能性はございます。今後の動向等については、決定次第、事務局から連絡があるかと思っておりますのでご確認ください。</p> <p>それでは、以上で質問等が終わりましたので、採決に移ります。</p> <p>地域における福祉有償運送の必要性を認めるとともに、今回の申請団体の事業について合意することにご異議はございませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>採決がとられ、社会福祉法人誠風会の新規登録申請について可決された。</p>
<p>その他必要事項</p>	<p>なし</p>